

官報

要目次

Table listing various regulations and notices with page numbers, including items like '国家地方警察北海道方面本部設置規程の一部改正' and '村の境界変更(山形県)'.

規則

国家公安委員会規則第九号 国家地方警察北海道方面本部設置規程(昭和二十三年国家公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十三日 国家公安委員会

第二條を次のように改める。

第二條 国家地方警察基本規程第六十五條の規定により、前條の国家地方警察の本部に附置すべき警察学校は、札幌市及び旭川市に置き、札幌市に所在するものは北海道札幌方面国家地方警察隊長の、旭川市に所在するものは北海道旭川方面国家地方警察隊長の管理に服せしめるものとする。

附則

この規則は、昭和二十六年十一月一日から適用する。

国家公安委員長 辻 二郎

告示

総理府告示第三百九十二号

村の境界変更 地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十月一日から、山形県飽海郡高瀬村、吹浦村及び稲川村の境界を次の通り変更する旨、山形県知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

飽海郡高瀬村に編入する区域

飽海郡稲川村大字宮田字上前谷地

七三ノ二、七四ノ二、七五ノ二、八一、

八二、八三、八四、八五、八六、八七、

八八、八九、九〇、九一、九二、九三、

九四、九五、九六、九七、九八、九九、

一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、

一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、

一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、

一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、

一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、

一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、

一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、

一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、

一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、

一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、

一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、

一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、

毎日文庫

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

Main body of the gazette containing detailed land boundary change notices for various villages in the Bōhai District, Yamagata Prefecture, including specific plot numbers and area measurements.

231 昭和26年12月13日 木曜日 官 報 第7480号

Table with multiple columns containing numerical data and text, likely a list of names and numbers for administrative purposes.

昭和26年12月13日 木曜日 官 報 第7480号 230

Table with multiple columns containing numerical data and text, continuing the administrative list from the previous page.

Table containing lists of names and numbers, organized in columns. Includes names like '同字前原', '同字中山', and various numerical identifiers.

電波監理委員会告示第二千八百八十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月十三日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第二千八百八十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月十三日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十 空中線の型式及び構成、ホイップ
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第2299十九号
昭和二十六年十二月十三日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十 空中線の型式及び構成、ホイップ
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第2299十九号
昭和二十六年十二月十三日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第2299十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月十三日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種類 自動車
移動範囲 広島県内及びその周辺

Table with 5 columns: 五 抽せ、開期日, 六 増金の支拂開始期日, 七 印紙税, 四 増金の支拂開始期日, 三 取扱の時期, 二 増金の支拂開始期日, 一 増金の支拂開始期日. Includes sections for 大蔵省告示第九百二十四号 and 大蔵省告示第九百二十五号.

Table with 5 columns: 五 通信の相手方, 六 通信の相手方, 七 承認の有効期限, 八 設置場所, 九 呼出名称, 十 運用許容時間, 十一 運用許容時間. Includes sections for 法務省告示第四百七十四号, 大蔵省告示第九百二十二号, and 大蔵省告示第九百二十三号.

Table with columns for location (e.g., 港内, 蔵内, 日門), administrative area (e.g., 本吉郡, 本吉郡小), and detailed description of the water area boundary.

Table with columns for location (e.g., 濱田, 里浜, 大浜), administrative area (e.g., 宮城郡, 本吉郡), and detailed description of the water area boundary.

Table with columns for location (e.g., 磯崎, 磯浜, 浦の浜), administrative area (e.g., 宮城郡, 本吉郡), and detailed description of the water area boundary.

Table with columns for location (e.g., 桑の浜, 名振, 名足), administrative area (e.g., 本吉郡, 本吉郡), and detailed description of the water area boundary.

農林大臣 根本龍太郎
漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第五條第一項及び第五項の規定により次の通り漁港を指定する。
昭和二十六年十二月十三日

241 昭和26年12月13日 木曜日 官報 第7480号 240

Main table with columns for locations (e.g., 三浦, 白浦, 豊北, 錦北, 白子, 九重, 野崎, 波並, 高屋, 橋立, 石川) and detailed descriptions of land boundaries and measurements.

農林省告示第四百四十八号 国の負担金及び補助金交付規則 (昭和二十四年農林省令第四十一号) に基き、伐採調整資金調査補助金交付規則

伐採調整資金調査補助金交付規則 月一日から適用する。 昭和二十六年十二月十三日 農林大臣 根本龍太郎

第一條 農林大臣は、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の規定に基いて農林漁業資金融通法の第二條第二号の規定による資金(以下「伐採調整資金」という)の融通に必要な調査に要する経費に対

245 昭和 26 年 12 月 13 日 木曜日 官 報 第 7480 号

昭和 26 年 12 月 13 日 木曜日 官 報 第 7480 号 244

運輸省告示第二百十三号
運輸審議会において次のとおり決定
がなつたから、運輸審議会一般規則
(昭和二十四年運輸省令第七十五号第
十條の規定によつて、これを告示す
る。
昭和二十六年十二月十三日
運輸大臣 山崎 猛

運輸省告示第四百九十二号
郵便規則(昭和二十二年運輸省令第
三十四号)第三條及び外國郵便規則(昭
和二十五年郵政省令第十三号)第五條
の規定に基づき、昭和二十六年五月郵政
省告示第九十九号による小形記号通
信日附印を次のように使用する。
昭和二十六年十二月十三日
郵政大臣 佐藤 栄作



使用期間
昭和二十六年十二月十三日から
十二月十五日まで

電気通信省告示第二百五十六号
左記燈台における船舶通報取扱業務
を当分の間休止する。
昭和二十六年十二月十三日
電気通信大臣 佐藤 栄作

国会事項
○衆議院
●委員任命につき同意を求めらるる書面
●伊藤忠兵衛を公益事業委員会委員
に任命したので、公益事業令第七條
の規定により本院の同意を得たい旨の
書面を受理した。
●議事日程 十二月十二日の議事日程
は次の通り。
昭和二十六年十二月十二日(水曜
日)
午後三時開議
第一 常任委員長兼任の件
○参議院
●議案提出
十二月十日内閣から左の
議案を提出した。
●議案受領(手簿審査)
十二月十日内
閣から左の議案が送附された。
●議事日程
十二月十二日の議事日程
は次の通り。

新聞出版用紙の割当に関する法律を
廃止する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する法律案
●議案付託
十二月十日議長は、左の
内閣提出案を委員会に付託した。
●議案付託(準備審査)
十二月十日議
長は、左の内閣提出案を委員会に付託
した。

新聞出版用紙の割当に関する法律を
廃止する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する法律案
●議案付託
十二月十日議長は、左の
内閣提出案を委員会に付託した。
●議案付託(準備審査)
十二月十日議
長は、左の内閣提出案を委員会に付託
した。

叙任及び辞令
○内閣
●昭和二十六年十一月十二日
永田 信夫
●昭和二十六年十一月十三日
平川 秀信
●昭和二十六年十一月十四日
池田 留作

○内閣
●昭和二十六年十一月十二日
永田 信夫
●昭和二十六年十一月十三日
平川 秀信
●昭和二十六年十一月十四日
池田 留作

公正取引委員会 内田 藤雄
事務局長 牧野 良三
委員 吉岡 恵一
公益事業委員会 松本 丞治
委員 松田 太郎
国家公安委員長 長 二郎
国家地方警察本部長 齋藤 昇
国家地方警察本部長 齋藤 昇
国家消防庁長官 新井 茂司
地方財政委員会委員長 野村 秀雄
委員 奥村竹之助
委員 稲垣 一吉

法務府検務局長 岡原 昌男
法務府矯正保護局長 古橋浦四郎
法務府特別審査局長 吉河 光吉
民事訴訟局長 中野 治彦
法務府民事訴訟局長 石井 良三
法務府行政訴訟局長 小沢 文雄
法務府人権擁護局長 戸田 朝一
中央更生保護委員長 松介
委員 齋藤 三郎
委員 齋藤 三郎

厚生省公衆衛生局長 平沢 長吉
厚生省保健衛生局長 山口 正義
厚生省業務局長 阿部 敏雄
厚生省社会局長 木村忠二郎
厚生省児童局長 高田 正巳
厚生省保険局長 安田 隆
(引揚事務局長) 岡村 太一
取次 厚生事務次官 岡村 太一

運輸省船務局長 山口 伝
運輸省港務局長 黒田 静夫
運輸省鉄道監督局長 足野 則之
運輸省自動車局長 牛島 辰彌
海上保安庁長官 柳沢 米吉
高等海難審判庁長官 長屋 千枝
航空庁長官 栗沢 一男
郵政省監理局長 松本 一
郵政省郵務局長 成松 啓
郵政省貯金局長 小野 吉郎
郵政省簡易保険局長 白根 玉喜
郵政省経理局長 中村 俊一
電氣通信省電氣通信局長 山下知二郎
電氣通信省業務局長 田辺 正
電氣通信省経理局長 肥田 亀三
労働省労働局長 賀来才二郎
労働省労働基準局長 藤田 光
労働省労働局局長 藤田 光
労働省職業安定局長 齋藤 邦吉
建設省河川局長 渡辺 良夫
建設省河川局長 渡辺 良夫
建設省河川局長 渡辺 良夫

○法務府
検査事務官 甲斐 茂
熊本地方検査事務官 西村峰治病氣
療養中熊本地方検査事務局長の事務
代理を命ずる(十一月十日)
大津地方検査 大井 勝司
京都市地方検査事務に補する(以上十
二月七日)
○印刷
大蔵投官 栗田 茂晴
滝野川工場長 石川毅一(一)による任用)
工場事務代理を命ずる(十一月十二日)
○電氣通信省
電氣通信事務官 広瀬 春男
北陸電氣通信局人事部長を命ずる(入
事規則八十一による任用)
横井 元治
近畿電氣通信局人事部長を命ずる(入
事規則八十一による任用)
中山 公平
北陸電氣通信局人事部長心得兼務を命
ずる(以上十一月十日)
○最高裁判所
名古屋簡易裁判所判 木村 直行
岡崎簡易裁判所判 山崎 兼雄
裁判所判 山崎 兼雄
名古屋地方裁判所判 木村 直行
名古屋地方裁判所判 山崎 兼雄
名古屋地方裁判所判 山崎 兼雄

247 昭和26年12月13日 木曜日 官報 第7480号

Table with multiple columns listing names, birth dates, and locations. Includes names like 大田区, 朝野区, 荒川区, etc.

昭和26年12月13日 木曜日 官報 第7480号 246

Table with multiple columns listing names, birth dates, and locations. Includes names like 河本 文夫, 岩田 豊行, 平谷 新五, etc.

249 昭和26年12月13日 木曜日 官報 第7480号

昭和26年12月13日 木曜日 官報 第7480号 248

Table with multiple columns containing names, birth dates, and locations. Includes entries for 生野区, 東成区, 東区, etc.

Table with multiple columns containing names, birth dates, and locations. Includes entries for 桑名市, 和歌山市, 奈良市, etc.

第 7480 号

昭和26年12月13日 木曜日 官報 第7480号 252

資本金及び負債の部

昭和二十六年九月三十日現在

資本金	五〇〇〇〇〇〇〇〇
準備金	一、六九七、五〇〇、〇〇〇
積立金	一〇九、六四二、二九〇、九八
流動負債	一、九八九、二七五、三三三
当期利益	二八、三三九、〇六六、三三
合計	一、九八九、二七五、三三三

昭和二十六年十一月
東京都荒川区日暮里町六の二六
株式会社栄進社
取締役社長 清水 毅

採用資格検定 受験雑誌

受験新報

別冊 附録 四級職試験必携
新年特大号 別冊附録共 価九〇円 十八円

四級職試験問題と解説
四級職試験合格必携
四級技術職試験問題と解答
四級技術職試験問題と解答
四級技術職試験問題と解答

東京法書院

第五期決算報告書

昭和二十六年九月三十日現在

資本金	八、二六三、七五〇
準備金	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
流動負債	五、四八一、八九七、七〇〇
当期利益	二、八九〇、五〇五、六二
合計	一、五〇〇、一七二、四四七

東京米油株式会社

第三期決算報告書

昭和二十六年九月三十日現在

土地及附属設備	六七、六九二、〇〇〇
建物	一〇六、七五八、九七三、七〇
構築物	一七〇、七三三、九〇九、〇〇
機械装置	四二、七五二、三二九、七〇
器具備品	一〇八、五二二、六三九、三三
工具器具	一五、七八〇、〇〇〇
貯蔵材料	一六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
貯蔵製品	二八、九〇八、一四五、九九九
在工場材料	四二、九九五、八一一、三〇〇
在工場製品	五〇、三三三、四九九、四九九
貯蔵材料	八、三六八、四二五、二一一
貯蔵製品	二、六六八、四二五、二一一
取得先形	三、六五七、五三三、五三〇
未入金	一、六七六、五三三、五三〇
未済現物	六、四八九、〇九七、五七五
未済現物	一、九〇二、二九三、五七五
未済現物	四、四五五、五三三、一八八
未済現物	一、〇六〇、〇〇〇、〇〇〇
未済現物	八七〇、四一八、〇〇〇
未済現物	一三六、六三六、一七五、六九九
合計	一、三六六、三六六、一七五、六九九

第四期決算報告書

昭和二十六年九月三十日現在

資本金	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
準備金	九二一、〇〇〇、〇〇〇
積立金	一、二七三、〇六五、三八〇
流動負債	一〇、三七六、一三五、四一
当期利益	二、三九三、五〇〇、〇〇〇
合計	一、一〇一、〇三四、〇〇〇

東亜炭業株式会社

第八回決算報告書

昭和二十六年九月三十日現在

資本金	九、五四七、三三三、五五六
準備金	二、四六四、一九七、七九九
積立金	四、五二二、六四九、七二二
流動負債	二、七八七、三六六、一五六
当期利益	一、〇六〇、七六七、〇四二
合計	一、四〇三、〇二二、三四

帝國化成工業株式会社

第二期決算報告書

昭和二十六年九月二十一日現在

資本金	二、六六二、六二二、九二
準備金	一、九六二、一七一、三六
積立金	四、四二九、五〇〇、〇〇〇
流動負債	二、三九四、一三九、〇〇〇
当期利益	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	九、九七五、七九五、五五

東京九一青果株式会社



Nippo 小切手は

ニッポーシキ

チェッカー

改ざん、変造、偽造の防止と
事務能率の増進!!

各種証券と重要書類の金額は是非本機で
一和文用と欧文用とあり 全国有名事務用機店に有
価額(諸掛別) ¥3,800 (品質絶対保証票付)

(横浜市西区天神町)
製造元 日邦器械工業 K.K.

第九期決算報告書

昭和二十六年九月三十日現在

資本金	九、二六三、七五〇
準備金	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
流動負債	五、四八一、八九七、七〇〇
当期利益	二、八九〇、五〇五、六二
合計	一、五〇〇、一七二、四四七

東京米油株式会社

明治二十五年第三種郵便物認可
号外 十二月十日付集會第一号八頁
東京九一青果株式会社